

共同住宅用ごみステーション設置の手引き

平成29年2月作成
七尾市市民生活部環境課

1、対象となる共同住宅

共同住宅専用のごみステーションが設置できる世帯数の基準は下記のとおりです。

収集品目	燃えるごみ	埋立ごみ	古紙等	金物類 小型家電	空きびん・ 乾電池等
設置基準 世帯数	10 世帯	20 世帯	20 世帯	20 世帯	20 世帯

※基準以下の場合、ごみの収集は七尾市の収集運搬許可業者へ委託してください。

2、新設申請の流れ

- ① ごみステーションの設置に際しては、住宅の開発行為等の計画段階で、市と事前協議をしてください。（設置の可否や設置場所について協議してください。）
- ② ごみステーションの場所、設備等について、町会等に説明してください。
- ③ ごみ収集を開始する2週間前までに「ごみステーション新設・変更・廃止等申込書」（※町会長確認印が必要）を提出してください。

【貼付書類】

- ア 位置図（ごみステーションの位置を示した書類）
 - イ 形状図（ごみステーションの形状を示した書類）
- ④ 市は現地確認等を行い、設置場所や構造が適正と認められた場合、ごみステーションの管理番号を管理者へお知らせします。
 - ⑤ 管理者はごみステーションのわかりやすい場所に管理番号（縦15cm×横21cm以上、野天対応のもの）を掲示してください。
 - ⑥ 市が管理番号を確認の後、収集を開始します。

3、留意事項

ごみステーションを設置する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- ① 設置場所および構造の基準
 - ア 収集車両の進入及び退出が容易であり、収集作業が行い易い場所であること。（敷地の奥ではなく、道路沿いに設置してください。）
 - イ 道路の交差点、横断歩道、カーブ附近等以外で交通の障害とならない場所であること。
 - ウ 消火栓及び防火水槽等が付近にない場所であること。
 - エ 古紙等を収集する場合は、新聞・雑誌等・段ボールが濡れないよう屋根付きであること。

オ 廃棄物を分別区分ごとに分別することができる設備を有すること。（下記の表に従って、ごみが混ざらないようにかごやしきりを設置してください。）

※七尾市のごみの分別区分（●は袋に入れず、かごへ直接排出すること）

分類	収集日	分別区分				
燃えるごみ	週 2 回	燃えるごみ（指定袋で排出）				
埋立ごみ	3 週に 1 回	●埋立ごみ				
古紙等	4 週に 1 回	新聞	雑誌等	段ボール	●アルミ缶	●ペットボトル
金物類	3 週に 1 回	●金物類				
小型家電	12 週に 1 回	●小型家電				
空きびん・乾電池等	3 週に 1 回	●無色びん	●茶色びん	●その他色びん	●乾電池等（蛍光灯、鏡等）	

② ごみステーションの管理について

ア 管理者はごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法等を居住者に周知するとともに、違反する居住者に対しては指導を行ってください。

イ ごみステーションが常に清潔を保つことができるよう、利用者または管理者は適切な管理を行ってください。

ウ ごみステーション周辺の除雪を行い、円滑に収集作業を行うことが出来るようにしてください。

エ ごみステーションに係る苦情及び第三者への損害について、管理者の責任において解決してください。

オ ごみ出しのルール、ごみステーションの適正な維持管理、苦情への対応がされないときはごみの収集を中止します。

カ 七尾市のごみ収集カレンダーや分別冊子は七尾市のホームページで掲載、または環境課窓口で無料配布しております。

4、ごみステーションの変更・廃止申請について

ごみステーションの移動、増設、管理者の変更または廃止する場合は、変更・廃止の2週間前までに「ごみステーション新設・変更・廃止等申込書」を提出してください。

5、申込書提出及びお問合せ先

七尾市 市民生活部 環境課

郵便番号 926-8611

住所 七尾市袖ヶ江町イ部 25 番地

電話番号 0767-53-8421 F A X 0767-53-3315